

議案第83号

職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第7条中「（会計年度任用職員を除く。）」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

令和7年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当支給に係る議決を得たことから、関連する本条例を改正しようとするものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日(給与条例第4条第1項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する<u>会計年度任用職員</u>(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の昇給日(給与条例第4条第1項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p>